

第18回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和3年2月3日（水）
午後3時30分から
場所 大会議室

1 開会

2 本部長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 松本圏域及び市内の感染状況等

(2) 新型コロナウイルス感染症「特別警報Ⅱ」の解除に伴う対応方針（案）

(3) 各部局からの報告

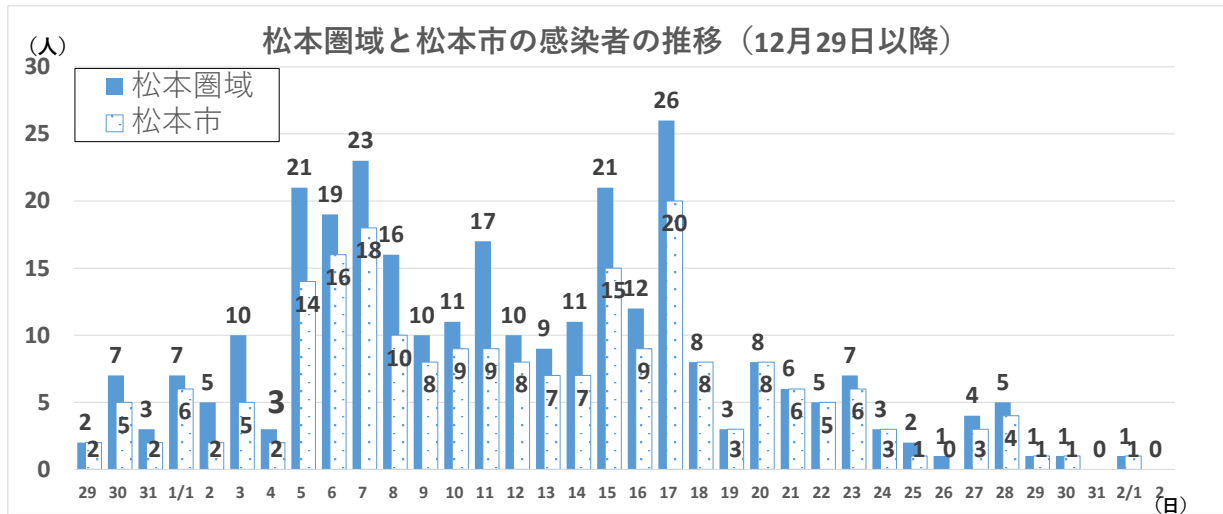
ア 新型コロナウイルスワクチン接種体制について

イ 新型コロナウイルス感染防止のための職員の取組みについて

4 その他

5 閉会

1 松本圏域の感染者状況（12月29日～2月2日発表分）



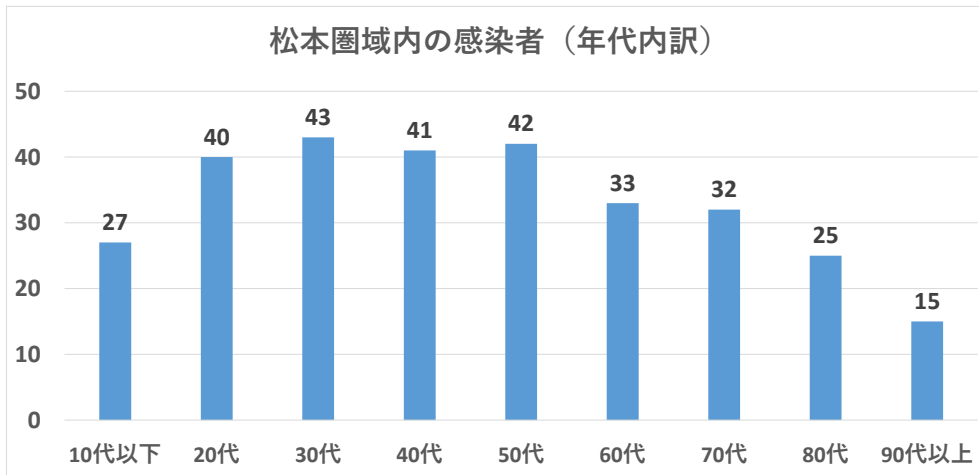
新規感染者数 松本圏域 298人 直近1週間（1/27～2/2）12人

松本市 224人 直近1週間（1/27～2/2）10人 10万人あたり 4.20人

※県外からの帰省者等を除く。

圏域の感染警戒レベル引き上げ基準

指標	Level 2 の基準値	Level 3 の基準値	Level 4 の基準値	Level 5 の基準値
直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数	2.0人	5.0人	10.0人	20.0人
松本広域圏	9人	22人	43人	85人
松本市	5人	12人	24人	48人



○集団感染事例の感染者数 79人

内訳

(人)

	12/29～1/7	1/8～1/19	1/20～2/2	合計
病院①	11	17	3	31
病院②	0	0	5	5
福祉施設①	15	3	1	19
福祉施設②	0	11	6	17
会社	0	7	0	7

項目	12/29～1/7	1/8～1/19	1/20～2/2	合計
県外の滞在歴あり	9	7	2	18
濃厚接触者もしくは調査により判明した感染者数	55	97	30	182
感染経路不明もしくは調査中の陽性	38	45	13	96

○中信地域の病床ひっ迫度（1/18 午後8時時点） 86.1%

（2/2 午後8時時点） 48.1%

※中等症・軽症者用病床のうち一般病床で利用されている病床の割合

○市立病院のコロナ病床使用率（1/18） 89.2%（33床）

（2/2） 24.3%（9床）

【考察】

- ① 1週間当たりの新規感染者数は減少傾向にある。
- ② 帰省を含む県外との往来があった感染例や経路不明例は減少
- ③ 陽性者数の家族や知人などの濃厚接触者・接触者の感染も減少
- ④ 年末から集団感染の報告のあった医療機関や高齢者施設からの新規感染者は減少

新型コロナウイルス感染症「特別警報Ⅱ」解除に伴う対応方針について

2月3日の県対策本部会議において、「医療アラート」の解除及び、「松本市の感染警戒レベル5（特別警報Ⅱ）」から「レベル3（警報）」に引き下げられたことを受け、松本圏域の動向及び、県からの要請内容を踏まえ、2月5日以降の本市の対応方針を次のとおりとするものです。

1 現状認識

「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」が延長となった1月22日以降、松本市の直近1週間の人口10万当たり新規陽性者数は4.20名（陽性者10名）であり、前週の数値12.18名（陽性者29名）に比べ減少しています。

特別警報Ⅱ延長後、年末の帰省を含む県外などから人の移動による感染例や感染経路不明の感染例が減少したとともに、これらの感染例から家族内や知人などの濃厚接触者・接触者から陽性となった感染例も減少したことが、今回減少に転じた要因と考えられます。

また、直近で医療施設からの新規集団感染事例の報告がありましたが、年末から集団感染の報告があった医療機関や高齢者施設について新規感染者は減少しています。

さらに、他地域のように特定地域の複数飲食店が関与した地域的な集団感染は発生していません。

医療提供体制については、年末以降患者が急増した状況において、市立病院を始めとする松本医療圏内の医療機関の連携により、最大限受け入れていただきました。

現状では直近の患者数の減少に加え、退院患者の増加により医療提供体制の逼迫した状況は改善しつつあります。

実際に、1月18日の中信地区の病床逼迫度は86.1%でしたが、2月2日時点では48.1%となっています。また、同日の市立病院コロナ病床の稼働率についても89.2%（33床）から24.3%（9床）に減少しています。

今後も、新型コロナウイルス感染症に感染した方に必要な医療の提供体制を整備するとともに、重症化が懸念される高齢者や基礎疾患をお持ちの方の感染を防ぎ、命を守るために、引き続き市民の一人ひとりに感染予防の周知徹底を図ってまいります。

2 市の方針

(1) 県の対応について

県の協力要請（別紙１）を支援します。

(2) 市独自の今後の対応方針

再び、感染警戒レベル５に極力至らないことを念頭に、感染拡大に警戒しながら日常を回復するため、令和３年３月末までを目処とした約２カ月間について、次のフェーズに基づき対応することとします。なお、国や県の動向を注視しつつ、松本圏域の感染状況が悪化した場合は、重症者の推移を踏まえ、医療機関の態勢を重点に対策の強化を図ります。

フェーズ

２月末日処 【警戒期】：感染症対策に重点を置いた時期

３月末日処 【日常回復期】：通常に戻るための準備期間

４月以降 【通常】：一般的な感染症対策を講じたうえでの対応

(3) 市民への呼びかけ

ア 警戒期の感染防止のお願いとして、「日常生活の注意事項」、「移動」、「飲食」について別紙２のとおり市民へ呼びかけます。

イ 再び警戒レベル５に戻ることなく、飲食を楽しめるように、事業者や利用者の皆さんにご留意いただく点について、別紙３のとおり呼びかけます。

(4) 警戒期の対応について

ア 高齢者・基礎疾患のある方への対応

(ア) 引き続き不要不急の外出を控えるとともに、感染リスクの高い行動の自粛協力を本市独自に呼びかけます。

(イ) 福祉ひろばの事業及びサークル活動等は感染予防対策を徹底したうえで感染リスクが回避できる事業・活動から順次、再開します。

イ 移動について

感染拡大地域への訪問自粛のお願いを継続します。ただし、相手方の都合により期限があるなどやむを得ない場合は、感染症対策を徹底したうえで対応してください。

ウ コロナ禍における経済政策のアプローチ（全体スケジュール別紙のとおり）

(ア) コロナ対策特別融資の据置・返済期間を延長します。

(イ) デリバリーやテイクアウト事業を行う際の費用の補助をします。

(ウ) come to キャンペーンは、ポイント還元事業のみ先行して実施します。

エ ア・イ・ウ以外の事業

(ア) ２月５日以降、市有施設の新規受付を開始し、感染防止策を徹底したうえで、通常どおり実施・運営することとします。

(イ) ２月末まで市主催の対面式の説明会等は引き続き原則中止又は延期とします。ただし、事務事業の執行に必須となる場合は感染症対策を徹底し

たうえで実施可能とします。

- (ウ) イベント及び会議については、県が示す「12月1日以降のイベント開催の目安について」に基づき判断することとします。(①収容人数10,000人超⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下⇒5,000人5,000人までの収容施設における大声での歓声・声援がないことを前提するイベントについては、収容率は100%)

なお、全国的な人の移動を伴うイベント、又は参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、イベント主催者が長野県新型コロナウイルス感染症対策室に事前相談することとします。

- (エ) コールセンターについては、体制の規模を縮小したうえで、継続して開設します。

県による県民（市民）に対する要請・呼びかけ等の比較

項目	レベル 5（1/8～2/4）	レベル 3（2/5～）
高齢者や基礎疾患のある方への要請等	高齢者等の不要不急の外出の自粛について協力を要請	- 人との距離、マスクの着用、手指消毒等の基本的な感染対策を徹底することの呼びかけ - 医療機関、高齢者施設を対象とした陽性者の早期発見・対応
会 食	- 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請 - 感染拡大予防ガイドラインを遵守した店舗の利用の協力を要請	- 会食の際は感染防止に十分注意すること。普段会わない人との会食は特に注意すること。の呼びかけ 「3密」になりやすい場での大人数による実施や、長時間に及ぶ会食、大声を出す行動等を控えるなどの感染リスクを下げるための工夫に係る呼びかけ
移 動	感染拡大地域への訪問の自粛について協力を要請	- 緊急事態宣言が発出されている地域との往来は控えることの呼びかけ - 陽性者が多数発生している地域への訪問に当たっては、業種別ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店等、クラスター発生のおそれがある場所への訪問を控えるなど、慎重な行動をお願いの呼びかけ
イベント	大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請	
公共施設	休止等の措置を検討	
検 査	高齢者施設等に対する集中的な検査	一般的な検査の強化
事業者	- 在宅勤務・テレワークの徹底を要請 - 飲食店等への休業・時短要請	感染拡大予防ガイドライン遵守の働きかけ

**松本市に発出している特別警報Ⅱを解除するとともに
一部区域における営業時間の短縮等の要請を終了します**

令和3年2月3日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長

1 経緯

松本圏域における感染のさらなる拡大が全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすおそれがあったことから、医療施設や高齢者施設等で複数の感染が確認されるなど、とりわけ感染の拡大が顕著な松本市について、1月8日に感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出しました。

松本市においては、その後も集団的な感染などのリスクの高い事例が継続して確認されたことから、感染の連鎖を未然に防ぐため、1月20日にはさらなる対策の強化として、松本市の一部区域における酒類の提供を行う飲食店等に対して営業時間の短縮等の要請を行いました。

2 特別警報Ⅱの解除及び営業時間短縮等の要請の終了

松本市における直近1週間（1月27日～2月2日）の人口10万人当たり新規陽性者数は3.76人（陽性者数9人）と、特別警報Ⅱ発出時の28.38人（陽性者数68人）、対策強化時の30.05人（陽性者数72人）を下回り、感染状況は落ち着いていることから、2月4日をもって、松本市に発出している特別警報Ⅱを解除するとともに、一部区域においてご協力いただいていた酒類の提供を行う飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請を予定どおり終了します。

この間、県の要請にご協力いただいた松本市にお住まいの皆様、松本都市計画区域内の市街化区域の事業者の皆様に心から感謝申し上げます。

なお、松本市については、直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数は10.0人を下回っているため、2月5日から感染警戒レベルを3とします。

3 感染拡大防止のお願い

松本圏域における感染警戒レベル3としての「新型コロナウイルス警報」は継続中です。引き続き感染防止策へのご協力をお願いします。

長野県全域に「新型コロナウイルス警報」を発出します

令和2年11月24日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

県内において新型コロナウイルスの陽性者が多数発生しており、長野県の直近1週間（11月17日～11月23日）の新規陽性者数は134人、人口10万人当たりでは6.57人となっています。また、一部の圏域に陽性者が集中している状況ですが、その他の圏域においても感染リスクの高い事例が見られ、さらに、受入可能病床数に対する入院者の割合は37.70%（132/350床）となっており、全県の医療提供体制への負荷が増大している状況です。

したがって、長野県全域で「感染拡大に警戒が必要な状態」とであると認められることから、長野県全域の感染警戒レベルをレベル3に引き上げ（既にレベル3以上である北信圏域、長野圏域を除く）、「新型コロナウイルス警報」を発出します。

2 県民及び事業者の皆様へのお願い

県民及び事業者の皆様は、別紙1「感染拡大防止のお願い」を遵守してください。

また、別紙2「今、みなさんに考えていただきたいこと」を御確認いただき、これからの感染予防についても一度考えてみてください。

3 「新型コロナウイルス警報」発出に伴う県の対策強化

さらなる感染拡大を防止するため、長野県にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、次のとおり県の対策にご協力をお願いします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します② 地方部のガイドライン周知・推進チームにより、事業者感染拡大予防ガイドラインの遵守を強力に働きかけます③ 積極的な検査を実施します④ 受入可能病床等の拡充を行います⑤ 重症化リスクが高い陽性者の早期発見・対応を行います |
|---|

① 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します

「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ため、住民の皆様は情報がいきわたるように、市町村と連携して広報を行います。

特に、会食により感染が拡大していること及び全国的に感染が拡大していることから、会食における感染リスクを下げるための工夫に係る呼びかけや、陽性者が多数発生している地域への訪問に係る呼びかけについて、市町村と連携して強力に発信を行います。

② 地方部のガイドライン周知・推進チームにより、事業者感染拡大予防ガイドラインの遵守を強力に働きかけます

新型コロナウイルス感染症対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、市町村等と協力し、個々の事業者、店舗へのガイドラインのさらなる周知や支援策の紹介を行います。

③ 積極的な検査を実施します

県内全域において、疫学調査に基づき、感染事例に係る濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として積極的に検査を実施します。

④ 受入可能病床等の拡充を行います

医療機関に対しては、既に確保している病床に加え、更なる患者受入の拡大の協力を求めるとともに、宿泊療養施設の早期増設に取り組みます。また、軽症者等の自宅療養について、デジタルツールも活用して健康観察を行います。

⑤ 重症化リスクが高い陽性者の早期発見・対応を行います

医療機関・高齢者施設等で陽性者が一人でも出た場合には、関係する従事者・利用者全員をPCR検査対象にします。また、クラスター対策チームを迅速に派遣して対策を講じます。

現在は、徹底的な感染防止策を講じつつ、社会経済活動との両立を図るために全力を尽くしていく段階です。このため、県民の皆様には過度に活動自粛を行うことなく、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い・手指の消毒など基本的な感染防止策をさらに徹底していただくとともに、県が行う対策にご協力いただくようお願いします。

また、患者・陽性者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように配慮いただくとともに、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないようお願いします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

感染拡大防止のお願い

- ① 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
 - ・会食、飲み会では感染リスクの高い行動を避けるよう努めてください
 - ・店舗等の講じている感染防止策にご協力ください
- ② 陽性者が多数発生している地域への訪問に当たっては十分ご注意ください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
 - ・家庭内での感染にも留意してください
- ④ 事業所での対策の徹底をお願いします
 - ・休憩時間など居場所の切り替わりによる気の緩みや環境変化にご注意ください
 - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください

① 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みや会話の場面でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご留意ください。

特に、会食及び飲み会については、当県においても感染例が確認されていることから、「3密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間に及ぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクの高い行動を避けるように努めてください。

また、店舗等を利用する場合は、マナーとしてマスクを着用するとともに、手指の消毒など店舗等の講じている感染予防策にご協力ください。

② 陽性者が多数発生している地域への訪問に当たっては十分ご注意ください

県外の陽性者が多い地域への訪問によって感染が生じ、それが家庭等において広がった事例がみられます。

陽性者が多数発生している地域への訪問に当たっては、業種別ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店等、クラスター発生のおそれのある場所への訪問を控えるなど、慎重な行動をお願いします。

③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかにかかりつけ医等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかにかかりつけ医や保健所に電話でご相談ください。

また、医療機関内における感染防止のため、直接医療機関を受診することは避けてください。

なお、ご家族の方に発熱等の症状がある場合は、食事や寝る部屋を分け、マスクをつけていただき、家庭内での感染を防止するための取組をお願いします。また、手で触れる共用部分を消毒するなどの対策もお願いします。

④ 事業所での対策の徹底をお願いします

- (1) 不特定多数の方が利用する事業所にあつては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得などを一層徹底いただくようお願いします。

また、特に仕事で休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まるおそれがあるとされています。休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努めてください。

さらに、「新型コロナ対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示してお客様にもお知らせするとともに、感染防止策にご協力いただくよう呼びかけてください。

- (2) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特性に応じて、お客さまの氏名及び連絡先の把握、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）に努めてください。なお、ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられますので、県にご相談ください。

全県の「医療非常事態宣言」を解除します

令和3年2月3日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

年末年始以降の急速な感染の拡大により、医療提供体制に大きな負荷がかかり、入院調整も困難になっていたことから、全県に対して1月8日に「医療警報」を、1月14日に「医療非常事態宣言」を発出し、2月上旬までに「全県の感染警戒レベル3以下（1週間当たりの新規陽性者数102人未満）、かつ、受入可能病床数に対する入院者の割合25%未満」を実現することを目標に掲げたところです。

現在の県内の感染状況を見ると、直近1週間の新規陽性者数は75人、人口10万人当たりでは3.68人と全県のレベル4の基準である5.0人を下回っており、レベル3相当となっています。また、医療機関のご協力により、新型コロナウイルス感染症に対応する病床について350床から434床に増やすことができ、受入可能病床数に対する入院者の割合は21.7%（94/434床）となりました。医療従事者の皆様、県民の皆様のお力添えにより目標を達成し、危機的な状況は回避することができました。

このため、「医療非常事態宣言」については予定どおり2月3日をもって解除します。

長丁場となっている第3波の第一線で闘っていただいている医療従事者の皆様に改めて感謝いたします。また、人との接触機会の低減や外出自粛等にご協力いただいた県民の皆様、営業時間の短縮等を受け入れていただいた、また、現在も受け入れていただいている飲食店の皆様など、暮らしや事業活動に大きな影響を受けながらも、感染防止にご協力いただいているすべての皆様に改めて感謝いたします。

2 県民及び事業者の皆様へのお願い

県民及び事業者の皆様は、国による緊急事態宣言が現時点においても発出されている状況を踏まえ、別紙1「感染拡大防止のお願い」に沿った対応をお願いします。また、次の3点を特に遵守してください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 緊急事態宣言が発出されている地域（特定都道府県）との往来は控えてください。
(特措法第24条第9項)2 会食（自宅や職場等も含む。）の際は感染防止に十分注意してください。普段会わない方との会食は特に注意してください。3 人との距離の確保やマスク着用、手指消毒等、基本的な対策を改めて徹底してください。高齢者や基礎疾患のある方は特に留意してください。 |
|--|

3 県としての対策の強化

感染の再拡大に備えるとともに、新しい生活様式のもとで社会経済活動を動かしていくため、県として実施する対策を別紙2「新型コロナウイルスへの対応体制」のとおりとします。県内にお住まいの方、訪問される方、市町村、事業者等の皆様は、対策にご協力ください。

警戒期の感染防止のお願い

～再びレベル5に戻らないために～

◎感染防止対策を徹底し、徐々に日常生活を取り戻しましょう。

① 日常生活の注意事項

- ▷ 社会的距離の確保、マスクの適切な着用、手指の頻繁な消毒
- ▷ 外出する際は社会的距離の確保
- ▷ 特に、重症化しやすい高齢者等は、不要不急の外出を控える

② 移動について

- ▷ 感染拡大地域との往来を引き続き自粛
- ▷ 家族に高齢者等がいる場合は、感染させない行動

③ 飲食について

- ▷ パーテーションの設置など、県の感染拡大防止ガイドラインを遵守
している店舗を利用
- ▷ 飲食時も、会話する時はマスクをつけて

風邪症状など体調の異変を感じたら、早めにかかりつけ医又は受診・相談センター（０２６３－４０－１９３９）へ電話で相談

令和3年2月4日

飲食関係事業主の皆さまへ

松本市長 臥雲 義尚

新型コロナウイルス感染拡大防止のご協力について（ご依頼）

日頃から、本市の市政運営に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特に、新型コロナウイルスの感染症対策に関する防止対策等には格別のご高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、市内におけるコロナの感染状況は、市民の皆様のご協力にて、新規感染者数は落ち込みをみせ、県から発出された警戒レベルは5から3へと引き下げられました。

しかしながら、これはあくまで新規感染者数に基づく判断であり、いまだに感染リスクは低下しておりません。一日も早く市民の皆様に飲食店ご利用の機運を高めてもらうためには、安心なお店づくりを進めていただくことが肝要であり、市としても、そうした店舗の市民利用を呼び掛けたいと考えております。

つきましては、感染拡大防止の徹底に向けた取り組みとしまして、同封の下記のチラシとチェックリストのご活用と啓発にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 チラシの配布について

- ・飲食関係の皆様へのお願いチラシ 1枚
- ・お客様への啓発用チラシ 2枚

※既にパーテーションを設置している店舗もありますが、未設置の店舗につきましては早めの設置を特にお願いいたします。また、お客様に対しましても、飲食時でも会話の時はマスク着用の呼びかけをお願いいたします。

2 チェックリストの活用について

- ・感染拡大防止チェックリスト 1枚

※感染拡大防止のために実践すべき取組を、具体的に示したチェックシートを作成しました。感染防止対策の実施にご活用ください。

（本件に関するお問い合わせ）

松本市商工観光部商工課
商業振興担当 電話 34-3110

（感染防止に関するお問い合わせ）

松本市健康福祉部健康づくり課
保健予防担当 電話 34-3217

皆で守ろう ^{あか}松本の街灯り

再び警戒レベル5にならず、飲食を楽しめるように、お店もお客さんも、感染防止対策を徹底して、皆で松本の街のにぎわいを取り戻しましょう。

大き目のパーテーションで安心感を



入店時に手指の消毒ができる環境づくりを



定期的な換気を



テーブルはスプレーでなく、ふき取りを



従業員への感染対策を

- ・ 体調管理（休みやすい環境づくり）
- ・ マスク、手洗いの徹底
- ・ 正しい手洗いの仕方を教育



発行：松本市

監修：信州大学医学部附属病院 感染制御室 金井信一郎 副室長

社会医療法人抱生会 丸の内病院 田中裕子 感染管理認定看護師

【ご来店のお客へ】

皆で守ろう ^{あか}松本の街灯り

一人ひとりの行動が松本の未来を変える

会話はマスクをつけて

※飲食時もこまめに着脱

お酌やグラスの回し飲みはやめましょう



食事は少人数短時間で



入店時は必ず手指の消毒を

※消毒剤を手指全体にムラなく塗り、乾くまですりこむ



改めて確認！



手洗いのポイント

- ◆手洗いは 30 秒程度かけ、水とせっけんで丁寧に洗い、水分をふき取って乾燥させましょう。
- ◆他の人とタオルやハンカチを共有しないでください。

発行：松本市

監修：信州大学医学部附属病院 感染制御室 金井信一郎 副室長

社会医療法人抱生会 丸の内病院 田中裕子 感染管理認定看護師

感染拡大防止チェックリスト

あなたのお店大丈夫ですか？



1 利用者・従業員の手洗いと、マスクの着用の徹底

- ☐ 手指消毒液等を各所に配置。こまめな手洗い。正しい手洗い方法を習得しよう。
- ☐ 必ずマスクを着用。着用していない場合は、配布も検討。
- ☐ 利用者に咳エチケットや入退場時の手指消毒の呼びかけ

2 ソーシャルディスタンスの確保

- ☐ 行列整理や目印表示、座席の工夫等、混雑回避に努める。
- ☐ 大声で会話しないよう周知
- ☐ 対面となる場所に遮蔽物の設置等接触機会を低減

3 「3つの密（密閉、密集、密接）」を避ける

- ☐ 3密が予想される場合は、入場者数・滞在時間の制限
- ☐ 施設内の定期的な換気
- ☐ 従業員の休憩室等では、対面の食事・会話をしない。部屋の換気に努める。

4 施設の清掃・消毒

- ☐ 複数の人が触れる場所や物品を極力減らす。
- ☐ 設備・器具などの定期的な消毒・洗浄
- ☐ 清掃・消毒・ごみ回収は手袋・マスクを着用し、事後に手洗い・手指消毒を徹底

5 利用者・従業員の体調管理

- ☐ 利用者で熱がある場合は、入場をご遠慮いただく
- ☐ 従業員の体調管理や健康チェック
体調不良の従業員は、休息させる。休みやすい環境づくり
- ☐ 来場者の把握等、感染者の発生に備えた取り組みをする。

6 その他

- ☐ 料理は大皿を避け、個別に提供する。
- ☐ 相席を避ける。
- ☐ 「新型コロナウイルス対策推進宣言」を積極的に行うなど、お店の取組を周知する

新型コロナウイルスワクチン接種体制について

1 趣旨

国の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について、令和3年2月を目途に準備を完了し、新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種事業を速やかに開始する必要があることから、接種に向けた体制の構築について報告するものです。

2 経過

- 2 . 1 0 . 2 3 ワクチン接種体制確保事業の実施について、厚生労働省健康局長から通知
- 1 2 . 1 0 教育民生委員協議会において協議
- 1 8 厚生労働省第1回自治体説明会
- 3 . 1 . 2 5 厚生労働省第2回自治体説明会

3 接種の優先順位及び日程（国の指示に従って実施）※一人当たり2回接種

- (1) 医療機関職員
令和3年3月頃から接種開始
- (2) 高齢者（65歳以上）
令和3年3月中にクーポン券を発送し、4月頃から接種開始
- (3) 基礎疾患患者
令和3年4月頃にクーポン券を発送し、5月～6月頃から接種開始
- (4) その他
令和3年4月頃にクーポン券を発送し、7月頃から接種開始

4 接種体制のスケジュール ※2月までに接種体制を構築

主な業務	内 容
(1) システム改修	既存の予約台帳システムを2月中に改修
(2) クーポン券発行	①3月中に高齢者（約74,000人）にクーポン券発行 ②4月頃に高齢者以外の市民にクーポン券発行
(3) コールセンターの設置	2月中に業者委託によるコールセンターを開設し、クーポン券発行事務及び接種に関する相談、接種の予約、接種履歴の入力等実施

5 接種の方法

ワクチンについては薬事承認前ですが、3種類が予定されており、それぞれ取扱いが異なることから、医療機関での接種に加え、市有施設での集団接種も視野に検討します。

6 経費負担

必要経費は、国が補助（10／10）

7 今後の対応

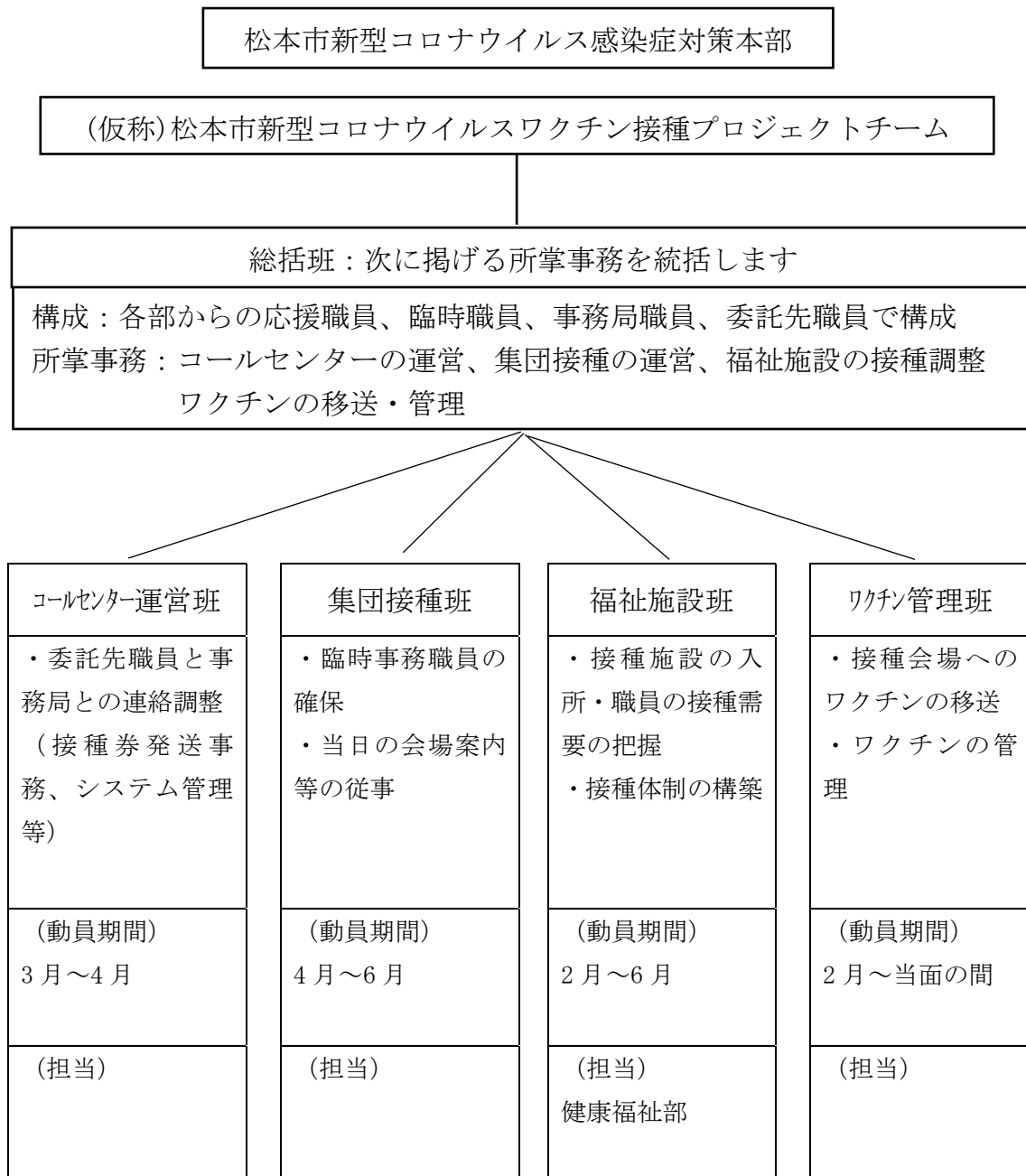
国の方針が未だ流動的ですが、ワクチンが供給され次第、接種が速やかに実施できるよう、庁内体制の拡充等必要な準備体制を整えます。

新型コロナウイルスワクチン接種のための推進体制（案）

1 趣旨

新型コロナウイルスワクチンの市民への接種にあたり、相当な事務量が予想されることから、事務処理を円滑に進めるため、部局横断的な組織を設置し、対応していくものです。

2 推進体制



(周知事項)

新型コロナウイルス感染防止のための職員の取組みについて

1 趣旨

市内の感染状況は、深刻な状況を脱しつつあるところですが、今後も気を緩めことなく警戒する必要があることから、1月8日（金）から実施している基本的な取組みについて、当面の間継続することとしますので、引き続き職員における感染防止のための取組みの徹底をお願いします。

2 勤務体制における取組み

特に本庁舎や大手事務所などの密状態になりやすい職場は、以下の取組みにより、毎日の出勤者を常時2割削減してください（職員課への報告は不要です。）。

(1) 在宅勤務（在宅勤務・サテライトオフィス。対象は、正規職員のみ）

ア 各職場に配備されたタブレット型パソコンや在宅勤務用リモートアクセス接続回線の利用により、在宅勤務を実施してください。

イ サテライトオフィスは、梓川支所、四賀支所及び情報創造館庁舎で実施できますので積極的な利用をお願いします。

(2) 時差出勤

勤務時間の割振りは、松本市職員の時差出勤勤務制度に関する規程に基づき割り振ることができますが、職員の心身への影響を考慮し、特別の業務のない限り、原則、割り振る時間は、最も早い時間区分は「午前7時から午後3時45分まで」とし、最も遅い時間区分は「午前11時15分から午後8時まで」としてください。

(3) 週休日の振替（対象は、正規職員のみ）

1日又は半日を単位とした週休日と勤務日との割振り変更をお願いします。

(4) 年次有給休暇

事務に支障がない範囲で積極的に取得してください。

3 執務環境等における取組み

(1) 午前10時と午後3時の庁内放送にかかわらず、常時換気を行うなど、各職場の執務室内の状況により、換気の回数を増やし、換気の徹底を図ってください。

(2) 執務中は、常時マスクを着用してください。

(3) 昼食時など、マスク未着用での会話は厳に慎んでください。

- (4) 会議は、可能な限りテレビ会議システムを活用することとし、出席者を集めての会議では、密にならないよう配慮してください。

4 出張に係る取組み

- (1) 市外への出張は真にやむを得ないものとしてください。
- (2) また、市内における出張は感染に十分留意し、対応してください。

5 私生活における取組み

- (1) 高齢者や基礎疾患のある方に感染を広げないよう、外出の際は慎重に行動するとともに、家庭内での感染対策を徹底してください。
- (2) 感染拡大地域との往来は、真にやむを得ない場合を除き、慎重に判断してください。
- (3) やむを得ず、往来又は家族が帰省する場合は、職場での報告の徹底をお願いします。
- (4) 原則、往来後の自宅待機の対応は行いませんが、これまで以上に体調管理を徹底し、発熱等の症状がある場合は、出勤せず早めの相談・受診をお願いします。
- (5) 往来後は、家庭内での感染予防にも努めてください。

6 会食に係る取組み

密になりやすい大人数（５人以上）での会食は避け、２時間以内に留めてください。

7 感染時の対応

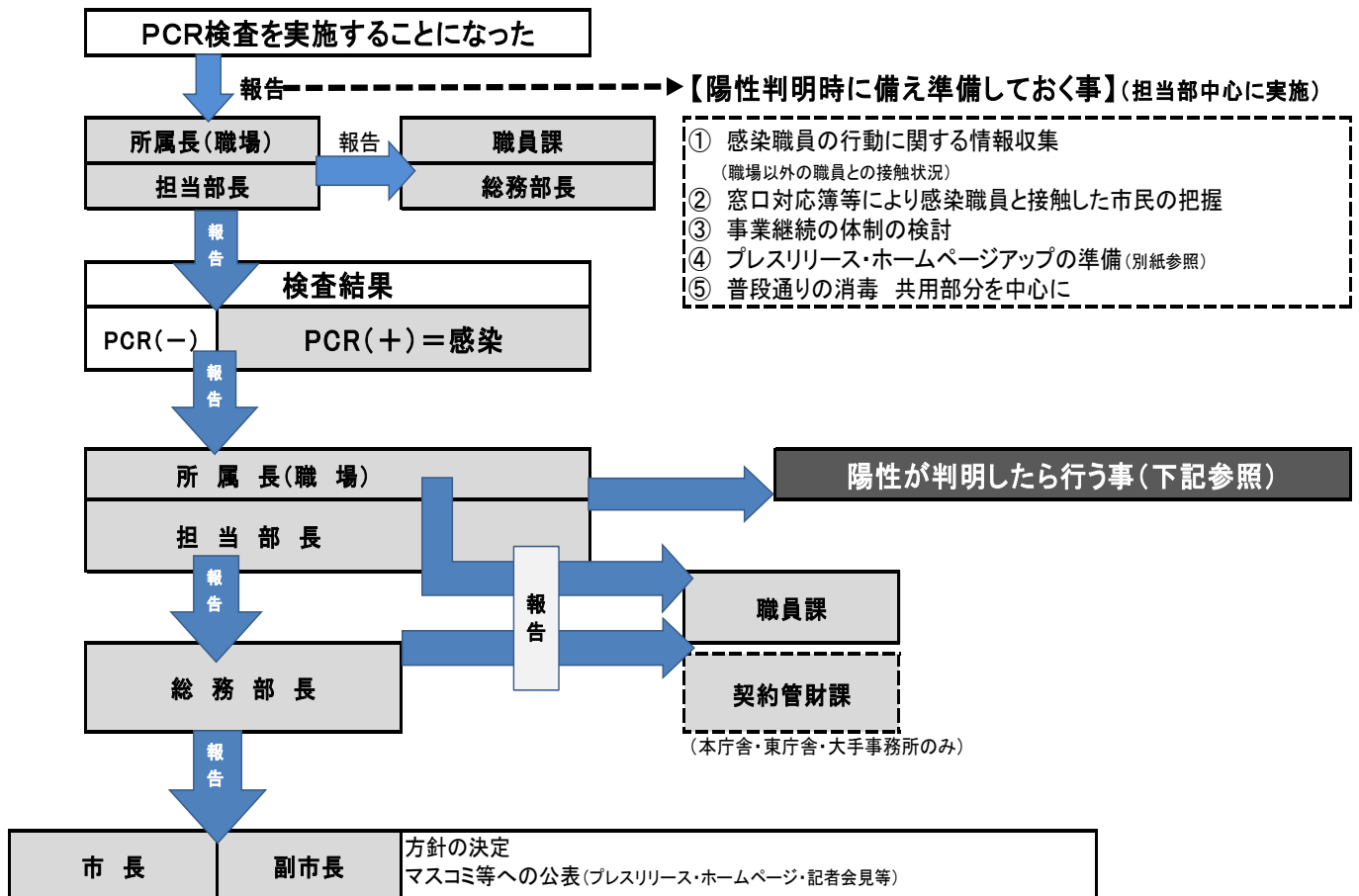
別紙のとおり（R3.1.12 更新）

8 今後の対応

取組内容は、市内における今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、随時見直します。

職員が感染した場合の報告及び対応

* 緊急事態として迅速に対応すること(夜間・休日にかかわらず)



陽性が判明したら行う事

* 保健所の調査結果により濃厚接触者特定
消毒箇所、範囲の助言

【開庁時】感染職員の所属職場のフロア・施設の閉鎖

(本庁・東庁舎・大手事務所の場合、状況により庁舎閉鎖)

* 感染職員の出勤状況を確認の上(いつまで出勤していたか)

職員課(職員管理)

- ・保健所調査前の準備・協力
(接触者リスト準備・職員の健康状況確認)
- ・濃厚接触者の特定後、自宅待機者の範囲を決定→指示
- ・プレスリリースの対応等

広報課

プレスリリース・ホームページアップの調整

契約管財課(消毒関係)：本庁舎・東庁舎・大手事務所のみ

- ・開庁の場合：フロア・施設の閉鎖→市民誘導
- ・庁内消毒手配・自衛防災隊防災責任班への協力要請
- ・保健所の助言に基づき消毒

所属課(感染職員職場)及び担当部

状況に応じ関係課(濃厚接触者となる可能性が高い職場)

【事前準備】

- ① 感染職員の行動に関する情報収集(職場以外の職員との接触状況)
- ② 窓口対応簿等により感染職員と接触した市民の把握
- ③ 事業継続の体制の検討
- ④ プレスリリース・ホームページアップ(別紙参照)

+

職員への指示

- 【開庁日】職場での待機を指示(保健所からの指示あるまで)
感染職員との接触状況を確認(職場聴き取り)←職員課
- 【休日等】自宅待機等の指示(保健所からの指示あるまで)

必要に応じ消毒(保健所からの助言による)

コロナ禍における政策スケジュール

時期		2020年12月	2021年1月	2月	3月	4月	
フェーズ			特別警戒期	警戒期	日常回復期	通常	
感染予防対策	高齢者等行動	不要不急の外出自粛のお願い			感染リスクの高い行動を控えるのお願い		
	移動	帰省時の注意喚起	感染拡大地域への訪問自粛のお願い		帰省等による高齢者等への感染を防止する行動のお願い		
	飲食			パーティーとこまめなマスク着脱のお願い			
	協力金等	〔営業時間短縮要請〕	市 県	市街化区域外飲食店・自粛支援金 市街化区域内飲食店・協力金		→申請期間：2/8～3/19 →申請期間：2/5～3/19	
	ワクチン接種			庁内体制構築・運営		接種開始	
経済対策	融資	コロナ対策特別融資（～3/31） →据置・返済期間の延長					
	補助			テイクアウト等補助金			
	消費喚起等			ポイント還元	→実施期間：2/1～2/23		
					3施設無料開放	→実施期間：3/1～3/31	
		街場のえんがわ作戦					→3/31許可延長済
市事務事業	施設		新規受付業務の停止	新規受付業務の再開			
			福祉ひろばの休止	感染リスクの低い事業から順次再開			
	説明会		対面式のものは原則中止、又は延期	事業に必須なものは対策を徹底し実施	通常どおり開催		